

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2670号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 4767

<http://www.zck.or.jp>

水仙ロードを歩く(千葉県銚南町)



随 想	活 動	活 動	情 報	フ ォ ー ラ ム	活 動	活 動
挑戦者であり続けること	平成19年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告	平成19年度公有物件災害共済事業の概要報告	町村Navi	「魚の城下町らっす」をめざして」北海道羅臼町	第2次補正予算関連法案の早期成立を緊急要請」地方六団体	山本全国町村会長が基礎自治体のあり方などで意見」第29次地方制度調査会専門小委員会
	千葉県東庄町長 岩田 利雄 (15)					

閑話休題

「定住自立圏構想」の見方

明治大学教授 小田切 徳美

「定住自立圏構想」が「構想」から実践の段階に移っている。

昨年(2008年)5月に報告書がとりまとめられた同構想は、先行実施団体の募集や地方財政措置の発表等を経て、本年4月より実施される。

この定住自立圏構想をめぐっては、多様な意見が寄せられており、その中には否定的な評価もある。例えば、「そのねらいは合併誘導にある」「内容は合併と変わらず、その推進は合併促進と同じ意味を持つ」等の議論である。

確かに、この構想を市町村の新たな広域的連携ととらえた場合には、中心市と周辺町村が圏域全体をマネージメントする仕組みについて、さらなる議論が必要である。そこでは対等なマネージメント、機動的意志決定、そして住民による十分なコントロールの3点を、少しでも高い水準で満たすことが求められている。

しかし、この定住自立圏構想が中小都市と農山村との連携という重要な課題に、具体的に対応しようとしていることは評価されてよい。なぜならば、21世紀に入ってから地方中小都市の人口動向は、周辺農山村部から人口を集めた人口増加(微増)傾向から、減少傾向へ転化しているケースが少なくない。そのことにより、中心部の都市機能の後退も始まっている。さらに、引き続き大規模店舗の郊外立地は、都市機能の分散をもたらす、一層の中心市としての機能低下につながっている。

それによる周辺農山村部の影響は甚大である。しばしば問題提起されている医療、教育の問題のみならず、基礎的な商品の購入が、たのみの中心部でも困難となることが指摘されている。生活交通の衰退もあり、最近では農山村の「買物難民」が問題提起されているが(杉田聡著『買物難民』を参照していただきたい)、それは決して誇大表現ではない。しかもその傾向は郊外化が進む地方中心部で現れている。

つまり、農山村地域にとっても、圏域の中心となる中小都市の都市機能の維持・再生なくしては、自らの存立の条件も著しく制約されるという現実が生まれ始めている。

こうした実態を直視するのであれば、地方中小都市とその周辺農山村との一体的振興策は最も重要な課題である。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。

四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)

なお、採否は当方に一任願います。

送り先:全国町村会・広報部

第29次地方制度調査会 専門小委員会



意見を述べる山本全国町村会長

山本全国町村会長が

基礎自治体のあり方などで意見 合併を強制的に進めないよう要請

第29次地方制度調査会は、2月6日に第21回専門小委員会を開催、地方六団体から市町村合併を含めた基礎自治体のあり方に関する意見聴取、質疑応答を行った。本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が出席した。

山本会長は、基礎自治体のあり方について、現在ある自治体が基礎自治体であり、今後は基礎自治体をどう強化していくかについて議論することが重要とした。また、市町村合併について、合併の成果が現れるには少なくとも20年かかるとした上で、合併を強制的に進めることがないよう要請した。

山本会長は、まず基礎自治体のあり方について、「今ある自治体が基礎自治体」であり、議論すべきは「基礎自治体の強化ではないか」と強調。その上で自主的・主体的な地域づくりを進めるために、安定した財政運営が不可欠とし、地方への税財源の移譲等により「基礎自治体として成果を上げていくことができる」とした。

市町村合併については、総務省による合併の検証が、「合併をしてよかった」とする成果だけを強調したものであり、「喜んで合併したところばかりではない」とし、さらに合併の成果が現れるのは、20年かかるのではないかと指摘、これ以上合併を強制的に進めることのないよう、強く要請した。

また、小規模な町村において、国

活 動



保・介護・消防・ごみ・し尿などの事務負担が重荷となっていることから、法定の義務付けを外すとする、いわゆる「特例町村制」に関して、それぞれの事務を共同処理している実態に触れ、「力の足りないところをお互いに補い合いながら頑張っているのが地方」であり、「小さい町村で、そういった事務をやれないから外していいということにはならぬ」とし、反対を表明した。加えて、このように小さな町村が頑張ってい

る現状を評価した上で、これからの地方自治のあり方を考えていくことが必要であると述べた。

この他、都道府県から市町村への権限移譲に関して、委員からの権限移譲を受ける側として市町村はどのように受け止めているのかという質問に対し、山本会長は「移譲されると財政負担が大きすぎる」ため、県と合意できる権限移譲の事務数が少ないと回答した。

山本会長の発言要旨は次のとおり。

山本全国町村会会長発言要旨

今後の市町村合併のあり方について

先日の地方制度調査会総会で、事務局から皆喜んで合併したという報告がありました。これについて、私は皆喜んで合併したところばかりではなかったこと、全国町村会として検証を行ったことを申し上げました。私の町も昭和の合併を経験し、隣村と合併しましたが、合併時の約束で、合併相手の村の道路を町道に整備し、それに40年近くの時間をかけてきました。何のために合併したのか分かりません。あらためて、喜んで合併したところばかりではなかったことを申し上げておきたいと

思います。

今後、地方分権や道州制の受け皿といった名目で強制して合併を進めることには反対です。また、合併が中心部や周辺地域にどのような影響を及ぼし、どう変化したのか等の検証は今後10年から20年をかけてじっくりと行うべきです。

小規模市町村に対する方策のあり方について

法令により処理することが義務付けられている事務を、小規模町村から外すという「特例町村」についてですが、すでに国保、介護、消防、ごみ、し尿等の分野で、近隣自治体と共同して処理しており、小さい町村は、そうした事務を行えないから外していいということにはならないと思います。これは、あまりに現状を無視したものだと思います。

自治体の規模の大小に拘わらず、お互いに力の足りないところを補い合いながら頑張っているのが実態であり、そこを評価した上で、これからの地方自治についてどうあるべきかを検討していただくことが重要だと思います。

安定した行財政基盤の確保について

小さいところがなぜ弱いと言われるのか、また義務付けされた仕事を処理するのに苦労しているのかという、税財源が足りないからです。自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、地方への税財源の移譲、偏在性の少ない地方税法系の構築等により、安定した財政基盤が不可欠です。それさえあれば、小さな町村も大きな市と同じです。ぜひそれについても議論されるよう、お願いいたします。

県から市町村への権限移譲について

権限移譲については、我々のところと県との意見が合わないことが多いのが現状です。例えば20の事務が移譲候補として挙げられてきても、1つか2つか合意できないのです。県側からすれば、町村でやってもらったほうが楽だという事務をおろしてくることが多いと思います。

また、移譲された場合の財政負担が大きすぎるのも、合意しにくい理由であります。さらに、市には多くの事務権限が移譲されましたが、町村にはわずかな移譲に止まりました。地方分権は市以上のものであって、町村にはないのでしょうか。移譲される事務権限数を見る限りでは、地方分権を進める気がないように思います。

第2次補正予算関連法案の早期成立を緊急要請

地方六団体

全国町村会など地方六団体の代表は、2月6日、自民党及び民主党幹部に対し、第2次補正予算関連法案の早期成立を求める緊急申し入れを行った。本会からは近藤徳光副会長（愛知県幸田町長）が参加した。

今回の申し入れは、定額給付金など緊急を要する生活対策及び経済・雇用対策を内容とする国の第2次補正予算が成立したものの、この財源を確保するための関連法案の審議が参議院で始まっていないことに鑑み、同法案を早急に成立させるとともに、平成21年度当初予算及びその関連法案を速やかに成立させることで、各地方自治体が迅速かつ円滑に事業を実施できるよう、国会における審議の促進を求めたものである。

要請先は自民党の細田博之幹事長、大島理森国会対策委員長、鈴木政二参議院国会対策委員長、民主党の鳩山由紀夫幹事長、山岡賢次国会対策委員長、築瀬進参議院国会対策委員長。



細田自民党幹事長(右から4人目)・近藤全国町村会副会長(左端)



鳩山民主党幹事長(右から3人目)・近藤全国町村会副会長(左端)

第2次補正予算関連法案の早期成立を求める緊急申し入れ

世界が同時不況の様相を呈する中、我が国においても景気・雇用情勢が急速に悪化し、国民は日々の暮らしに大きな不安を抱いている。

先般、定額給付金、子育て応援特別手当、地域活性化・生活対策臨時交付金、緊急雇用創出事業、中小・小規模企業支援対策など緊急を要する生活対策及び経済・雇用対策を内容とする国の第2次補正予算が成立した。しかし、この財源を確保するための関連法案は衆議院で可決されたものの、参議院では依然として審議さえ始まっていない。

地方自治体では、緊急的な雇用対策や離職者の居住確保対策に加え、国の第2次補正予算に

呼応した補正予算の編成や臨時議会の開催など事業実施に向け全力で取り組んでいるところである。

今回の急速な景気悪化を一刻も早くくい止め、我が国の経済を回復軌道にのせるためには、国・地方自治体・民間部門が一体となつて、総合的な対策を早急に講じる必要がある。第2次補正予算関連法案を早急に成立させるとともに、平成21年度当初予算及びその関連法案を速やかに成立させることが国会の責務である。

ついでには、各地方自治体が迅速かつ円滑に事業を実施できるよう、国会における予算関連法案の審議促進・早期成立を強く求めるものである。

平成21年2月6日

地方六団体

フォーラム

はじめに

羅臼町は、北海道の東部・知床半島の東側に位置し、知床最高峰である羅臼岳をはじめとする知床連山を背に、根室海峡を挟み我が国固有の領土である北方領土・国後島を最短で25キロメートルの距離に望むことができます。

東西約8キロメートル、南北約64キロメートル、面積は397・87平方キロメートルであり、町の約95パーセントが森林で占められています。海岸線まで知床連山が迫り平地が少なく、集



落は海岸沿いに形成されており、人口は6、210人(平成20年12月末現在)ですが減少傾向が続いています。

町の大部分が知床国立公園に指定されているとともに、平成17年には次の世代に引き継ぐべき人類共通の財産として、当町を含む知床地域がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の世界自然遺産に登録されるなど、世界に誇る自然環境を有しています。

気象は海洋の影響を受け寒暖の差が少なく、月別の平均気温(平成19年)を見ますと、1月が最も低くマイナス3・8、8月が最も高く19 となっています。また、年間降水量(平成19年)は1、311ミリメートルであり、北海道内の他の地域と比べ雨の多い地域となっています。さらに、当町の冬・豊かな海を特徴づけるのがオホーツク海の流水であり、毎年1月下旬頃には前面に広がる根室海峡を白く埋め尽くします。

基幹産業は漁業で、サケ、ホッケ、スケトウダラ、イカ、コンブなど豊富

現地レポート

町村独自のまちづくり

「魚の城下町らうす」をめざして

町民みんなで取り組む知床の自然を生かしたまちづくり



ら うす ちょう
北海道 羅 臼 町

羅臼漁港と国後島

フォーラム

羅臼湖三の沼に映る羅臼岳



世界自然遺産
「知床」に抱かれて

平成17年、当町を含む知床地域がユネスコ「世界自然遺産」に登録されました。知床は昭和39年に国立公園の指定を受けていましたが、当町をはじめとした関係者による世界自然遺産登録に向けた運動の結果、知床の豊かな自然が人類

な魚種、水揚げ量を誇っています。また、世界自然遺産「知床」の豊かな自然を求め、全国から多くの観光客が訪れているなど、観光は漁業とともに地域経済を支える産業として大きな期待が寄せられています。

共通の財産として次の世代に引き継ぐべきものであると認められたものです。知床の主な特徴として、
・ 知床は世界で最も低緯度の流水域であり、豊かな海が育まれていること。こうした海の生態系と豊かな森が育む陸上生態系が相互に関係しあい、栄養の循環・命の輪を形成していること。
・ 知床はシマフクロウ、オジロワシ、シレットコスミレなどの希少な動植物が分布していること、また、ヒグマ、エゾシカ、トド、アザラシなどの大型哺乳類も高密度で生息していることなど様々な生物を支えていること。
・ 「知床世界自然遺産地域科学委員会」「知床国立公園利用適正化検討会議」などが設置され、遺産地域管理計画を立案していることなど、世界自然遺産としてふさわしい保護管理を行うことができること。
これらのことが評価され、日本で3例目の世界自然遺産登録地域となったものです。
こうした知床の自然は当町に様々な恵みを与えてくれています。8年連続水揚げ量日本一を誇る秋サケをはじめとして、ホッケ、スケトウダラ、マス、イカ、ウニ、コンブなど、1年を通して様々な魚介類が水揚げされています。まさに「魚の城下町」と呼ぶにふさわしい豊富な魚種を堪能することができます。

併せて、これらの魚を追い求めて、トド、アザラシ、クジラ、イルカ、シャチなどの海獣類、またオオワシ、オジロワシなどの鳥類が集まってきます。また、陸に目を向けると、日本百名山の一つである羅臼岳をはじめとする知床連山が知床半島中央部を知床岬まで馬の背のように貫き、その原始のままの豊かな自然はヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、シマフクロウなど数多くの野生生物を育んでおり、こうした知床の自然を求め全国各地から多くの方々が訪れ、世界自然遺産の雄大さ、貴重さを体験されています。
このような世界自然遺産という財産を利用していくことは当町にとって必要なことですが、その一方で人類にとって貴重な財産であるこの知床を、いつまでも大切に守り、次の世代に確実に引き継いでいかなければなりません。これまで多くの先人が培ってきた知床の自然を守る取組を引き続き実践するとともに、「知床の豊かな恵みと美しさを全人類のために後世に伝え



流水の上に横たわるアザラシ



羅臼川河川敷で草を食べるエゾシカ

る」という使命のために、更に一層の努力を積み重ねていくことが求められています。

協働のまちづくりの推進

当町はこうした知床の豊かな自然に抱かれ、漁業を基幹産業として発展してきましたが、漁業資源の減少、低迷する地域経済、少子高齢化の進行、人口の流出、危機的状況にある町財政など、取り巻く環境は厳しさを増しています。その一方で、自然環境の保全意識や健康志向の高まり、また、食の安全・安心志向の高まりなど、世界自然遺産のまち「羅臼町」の特性や資源をこれまで以上に生かすことのできる状況でもあります。
こうした中、平成20年4月に今後8年間の当町の施策の方向性を示す「羅

フォーラム

白町第6期総合計画」がスタートしました。本計画では、まちづくりの目標として、人・まち・自然いきいき知床新時代「魚の城下町らうす」を掲げ、様々な施策を進めることとしております。その理念として、

・人 子どもからお年寄りまで町民のだれもが郷土を愛し、誇り、老後を安心して生きがいを持って暮らし、町内外の人たちとふれあい、楽しく生き生きと活動している。

・まち 快適・安全で魅力的な生活環境や町並みが整備され、漁業、酪農業、商工業、観光業などの活動が活発で活力に満ちている。

・自然 世界自然遺産に登録された雄大な自然と美しい景観に包まれた環境と共生し、自然の恵みを満喫できる輝きに満ちている。

・魚の城下町 地域特性を十分に活かして、新たな知床新時代を切り拓くため、羅臼町の基本財産



「魚の城下町らうす」のシンボルマーク

であり地域の存立基盤ともいえる「魚」ともに生きる「人」と「まち」と「自然」が融合する理想郷となる

る。

としております。

また、これまで行政は町民からの要望にこたえるため、各種事業やサービスを実施してきましたが、地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、要望のすべてにこたえる「あれも、これも」のサービス提供から、「あれか、これか」という選択と集中のサービス提供に変わっていく必要があります。

こうしたことから、本計画では町民一人一人が担うことのできる役割をしっかりと認識して、地域の抱える課題の解決に向け様々な方々と連携し町内一体となって取組を進める「協働のまちづくり」を基本方針として掲げています。

この基本方針に基づき、めざす姿の実現に向け、本計画では次のような新しいまちづくりに向けた施策の基本方向を示しています。

・世界自然遺産「知床」の自然と共生する活力ある産業のまちづくり

漁業基盤の整備、漁業を中心とした産業の活性化、自然環境保全・適正な利用の推進、北方領土対策の推進などに取組みます。

・心豊かで生きがい満ちたまちづくり
廃棄物対策、防災・交通安全など安全・安心な暮らし対策、健全な町財政運営などに取組みます。

・ぬくもり溢れる福祉のまちづくり
高齢者・障がい者福祉の充実、地域

医療の充実などに取組みます。

・心を育み、明日へとはばたくまちづくり

生涯学習の推進、学校教育の充実、芸術・文化の振興、男女共同参画の推進などに取組みます。

この中でも特に、地域医療の推進、漁業振興、海洋深層水事業、世界自然遺産事業、中学校改築事業を重点施策と位置づけ、取組を積極的に展開することとしています。

知床の豊かな恵みとともに

総合計画のスタートにあわせ、「魚の城下町」をめざして様々な動きが町内で始まっています。

知床の自然は数多くの恵みをもたらしてくれていますが、特に海の恵みは特別で、「魚の城下町」の名に恥じない質・量の魚介類が水揚げされています。

こうした知床の海の恵みを単に水産物として流通させるばかりでなく、地域の資源として活用した様々な取組が進められています。

・羅臼漁港全天候型埠頭の利用

「魚の城下町らうす」のシンボルともいえる施設である羅臼漁港。羅臼漁港は漁業拠点、流通拠点、観光拠点、防災拠点など多様な拠点機能を持ち、当町の産業や町民の生活を支えている施設です。

平成19年には全天候型埠頭が完成

し、雨や雪といった天候に左右されないなど、安全で効率的な作業を行うことができるようになり、生産性の向上が図られました。また、衛生管理型市場の利用や羅臼漁港の沖合い水深350メートル地点から取水された低温・清浄な「海洋深層水」を利用した鮮度保持、洗浄など水揚げから出荷まで衛生管理を徹底した安全・安心な魚介類の生産が行われています。

こうした漁業拠点、流通拠点としての機能の充実を進めるばかりでなく、知床・羅臼の海の味覚を堪能することができる収穫祭「らうす漁火まつり」の開催会場としての利用や秋サケの水揚げ・市場見学の実施といった観光拠点としての利用が進められているなど、



羅臼漁港全天候型埠頭

フォーラム

多様な利用形態を持った施設として更なる有効利用が期待されています。

・海洋深層水の利用

海洋深層水は水深200メートル以深の海水で、太陽光が届かないため1年を通して低温で安定し、細菌などが極端に少なく清浄であり、窒素・リン・ケイ酸などが多く含まれ栄養性に富んでいます。

当町は早くから海洋深層水の利用に取り組み、平成11年に北海道では初の海洋深層水の取水施設を町内の漁港に設置しました。翌年には町内に設立された民間企業による海洋深層水の利用が始まり、さらに平成19年には羅臼漁港内に本格的な取水施設である「知床らうす深層水給水施設」が完成し、漁業への利用ばかりでなく町民・企業に



秋サケ水揚げ風景

よる利用も進んでいます。現在、魚介類の鮮度保持、洗浄など漁業における利用、飲料用への加工、酒・菓子類など様々な食品加工における利用など、多方面にわたる利用が進められています。海洋深層水はその特性から、様々な産業、製品への利用が可能であり、

当町の産業の活性化や新たな産業の育成など地域経済への波及効果は大きいものがあることから、今後の利用の拡大が期待されています。

・知床の自然を利用した体験観光の推進

世界自然遺産「知床」に抱かれた当町には毎年多くの方々が観光で訪れますが、経済・社会情勢の変化などに伴い、その数は減少傾向にあります。こうした状況の中、単に風景を見る、施設を見るといった通過型の観光から、知床の自然の豊かさ、貴重さ、すばらしさをじっくりと見て、体験していただくといった体験型・滞在型観光への転換を進めています。

こうした取組として、「魚の城下町」の特色を生かし、当町の基幹産業である漁業を利用した体験観光や海獣類・鳥類の見学といった観光メニューを実施しています。ウニ採捕体験・サケ水揚げ見学・スケトウダラ漁見学を行い、併せて味わっていただく。また、マッコウジラ、シャチ、イルカ、アザラシなど数多くの海獣類、オオワシ、オジロワシをはじめとした鳥類など、他

ウニ採捕体験



では決して見ることに、体験することができない野生の生き物たちを見ていただき、知床・羅臼の魅力を体全体でしっかりと体験していただくといったものです。

これらの取組の実施に当たっては、知床羅臼町観光協会、羅臼漁業協同組合、羅臼町商工会などの産業団体、町民、企業、行政が連携し、積極的に活動を行っています。

特に観光振興の先導役でもある知床羅臼町観光協会は、全国公募により選ばれ就任した事務局長を先頭に積極的な事業展開を行っています。

最後に、魚の城下町をめざして

世界自然遺産として登録された知床

の自然は地域の財産であるばかりでなく、人類共通の財産でもあり、我々は次の世代にしっかりと引き継いでいく責務があります。

その一方で、町民が夢と誇りを持ち、いきいきと輝いてこの地で暮らし続けていくためにも、知床の豊かな自然の恵みを利用していく必要があります。

当町は近年の気候の変化、漁業資源の量や種類の変化など、最も知床の自然の変化を感じ、影響を受ける地域でもあり、環境問題については切実な地域問題としてとらえています。知床の自然を守り続けていくことは漁業が基幹産業である当町の存立基盤を守ることでもあり、今後の地域振興において、たいへん重要なことであります。

地方自治を取り巻く厳しい状況は今後も続くものと思われま。しかし、当町には世界自然遺産「知床」の世界に誇る雄大な自然、多くの恵みをもたらしてくれる海、そして先人たちが苦難を重ね切り拓き、築き上げてきたこの「羅臼町」の営み文化があります。

こうしたかけがえのない地域の資源を守るとともに生かすことにより、「人・まち・自然」がいきいきと輝き、知床の豊かな恵みとともに生きる「魚の城下町らうす」を町民みんなでめざしていきます。

(総務企画財政課)

情 報



北海道
無料化
 高校生まで医療費を

町は、乳幼児等医療費給付事業の対象を高校生まで拡大することを決めた。今年8月から実施する。中学生までの医療費無料化はみられるが、高校生まで対象にしたのは全国でもめずらしいという。

現在、町では小学生の入院費について助成(北海道と町で各2分の1を負担)している。しかし、2005年度からの集中改革プランで職員給与のカットなど行政・財政・組織改革を徹底。その結果、公債費償還のピークも過ぎるなど財政健全化のメドがみえてきた。このため「町民には我慢と忍耐を強いてきたが、明確い施策も展開したい」との町長の方針の1つとして打ち出したもの。助成対象は「18歳に達する日以降の最初の3月31日まで」の児童等の自己負担分、保護者等の所得制限なども設けない。高校生195人を

含め約940人が対象となり、町では来年度予算に1千万円程度を計上する。このほか、国の来年度予算で妊婦検診が14回に拡充されるが、産科のない町内の妊婦は函館市まで通うため、検診回数制限をはずすとともに通院費も町単独で助成対象にする。

新潟県
新出雲
 「夕風の橋」で挙式、定住する
 カップルに宅地プレゼント

町は5月31日、縁結びの橋として知られる「夕風の橋」を会場に「出雲崎マリンビューウエディング」を開催する。このイベントで結婚式を挙げ、町に定住するカップル一組に、豪華挙式と町内「てまり団地」の一区画(300万円相当)を無償でプレゼントし、人口流入と定住促進を狙う。3月7日まで募集している。

震災からの復興や若者人口の増を狙いに2008年度に初実施。十数件の問合せがあり3組が応募。選ば

れた1組の住宅は今春建設に入るといふ。応募要件は、2人のいずれかが35歳未満で、2人も町民でないことや、無償宅地に住居を5年以内に建築し、町に定住することなど。土地の転売は20年間不可とした。

岡山県
岡和
 300円タクシーを
 全町に拡大

町はこのほど、利用料金1回300円の乗り合いタクシー「和気あいあいタクシー」の運行を全町に拡大した。町は2006年に和気町と佐伯町が合併して誕生。佐伯地域には福祉バスがあったが、和気地域には公共バスがなかったため、先行運行していた。町によると、こうしたタクシーが段階的に全町に拡大するのは珍しい。

タクシーは利用登録が必要(無料)だが、電話予約により、町内であればどこでも自宅玄関から目的地まで利用できる。1回の利用料金は片道300円で、小学生から有料となる。予約は、利用時刻の1時間前まで

鹿児島県
鹿生
 農業生産法人を
 企業誘致

町は1月23日、鹿児島県を拠点に南九州でスーパーなど88店舗を展開する㈱タイヨーが設立した農業生産法人(㈱アグリ太陽 蒲生ファーム)を町内に誘致する立地協定を結んだ。

「蒲生ファーム」は、町内に用意された農地1万4千平方メートルにビニールハウス等を設置。トマトやナスなどの果菜を栽培し今年秋にも収穫する。ハウス園芸栽培では3割が廃棄処分されるといわれるが、親会社のスーパーが食品加工・販売のノウハウを駆使して全てを活かす「地産・地商・地消」農業を目指す。従業員は当面8人程度で、うち4〜5人は地元から採用する。

町では、定住促進や企業誘致、農業振興に向けて定住促進住宅や工業団地を整備しているが、今回の「農業版の企業誘致」実現で、町は市場相場に左右されない農業と後継者を育成する農業づくりが構築されることを期待している。

19年度 公有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件（建物・自動車）の災害共済事業を行っている。平成二十年七月三日開催の評議員会の同意を得、同日の理事会において、平成十九年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約の地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う」との定めによるものである。

建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するために、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二（相互救済事業経

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

(注) 印は減を示す。

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

(注) 印は減を示す。

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 5 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係, 役場庁舎, 医療施設, 住宅, 社会文化施設, 福祉関係, 体育関係, 環境衛生施設, その他, 合計.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、()は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 5 columns: 区分, 平成19年度, 平成18年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付額, 未払費用, 合計.

(注) 1. 印は減を示す。

2. 平成19年度災害見舞金給付状況は、平成15年度以前の自然災害分42,965,596円及び平成19年度自然災害分87,701,831円の合計額。ただし、平成19年3月25日発生の能登半島地震については、被害額が未確定のため未計上とする。

営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分担金収

入は減収となった。このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに共済委託団体の財政負担の軽減を図り、共済委託物件の継続加入推進に努めているところである。

平成十九年度の収支状況は、収入額九億八

一、五二九万余円(前年度比二・一%減)支出額八億五〇五六万余円(前年度比二・五%減)で収支差引額は八億六、四七二万余円の剰余となった。この剰余金について規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。平成十九年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

1、受託状況

平成十九年度の受託実績は、表(1)のとおりである。

受託件数は三六六、〇八九件で、前年度比一、五九二件(〇・四%)の増となった。また共済責任額は前年度比一、六九三億余円(〇・五%)減の三二兆二、一〇一億余円となった。収入分担金は六億九、二一九万余円(前年度実績六〇億九、九〇〇万余円)に比べ六八〇万余円(〇・一%)の減となった。

2、罹災状況

平成十九年度の罹災状況は表(2)に示すとおりである。建物共済における罹災件数は四、八七九件で、前年度より二、八四四件(三六・八%)の減となり、支払共済金においては、前年度より二億一、三九六万余円(四二・八%)減の二億二、七八六万余円となった。なお、収入分担金は六億九、二一九万余円に対する損害率は四六・四%である。

3、用途別罹災状況

用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。罹災件数は学校施設・環境衛生施設の順において多いが、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設・体育関係の施設の順となっている。

4、災害見舞金

災害見舞金は自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、平成十九年度においては表(4)のとおりである。

活 動

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度未貸付残額
平成13年度	260件	4,238,100,000円	3,542,858,000円	695,242,000円
平成14年度	261	4,326,800,000	2,929,408,000	1,397,392,000
平成15年度	241	3,394,000,000	1,714,396,000	1,679,604,000
平成16年度	211	3,360,500,000	1,195,148,000	2,165,352,000
平成17年度	133	2,296,700,000	462,060,000	1,834,640,000
平成18年度	117	1,950,800,000	38,800,000	1,912,000,000
平成19年度	98	1,750,800,000	0	1,750,800,000
合 計	1,321	21,317,700,000	9,882,670,000	11,435,030,000

(注) 平成19年度の貸付条件は次のとおりである。

1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内。
2. 貸付利率は貸付期日により異なり、12月3日貸付分が1.2%、1月10日貸付分が1.1%、2月1日貸付分が1.0%、3月3日貸付分が0.9%、3月25日貸付分が0.9%である。

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成19年度	台 数 115,921台 収入分担金 1,297,164,780円	120,323台 945,635,430円	120,095台 589,406,300円	356,339台 2,832,206,510円
平成18年度	台 数 119,416台 収入分担金 1,340,001,490円	123,854台 963,476,340円	123,574台 604,162,410円	366,844台 2,907,640,240円
比較増減%	台 数 3,495台 (2.9%) 収入分担金 42,836,710円 (3.2%)	3,531台 (2.9%) 17,840,910円 (1.9%)	3,479台 (2.8%) 14,756,110円 (2.4%)	10,505台 (2.9%) 75,433,730円 (2.6%)

(注) 印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成19年度	件 数 6,046件 支払共済金 815,868,794円 損 害 率 (62.9%)	2,025件 311,291,974円 (32.9%)	185件 85,373,065円 (14.5%)	8,256件 1,212,533,833円 (42.8%)
平成18年度	件 数 6,894件 支払共済金 1,009,662,553円 損 害 率 (75.3%)	2,532件 398,971,574円 (41.4%)	169件 148,618,575円 (24.6%)	9,595件 1,557,252,702円 (53.6%)
比較増減%	件 数 848件 支払共済金 193,793,759円 損 害 率 (12.4%)	507件 87,679,600円 (8.5%)	16件 63,245,510円 (10.1%)	1,339件 344,718,869円 (10.8%)

(注1) 損害率 = 支払共済金 / 収入分担金

(注2) 印は減を示す。

5、諸積立金

平成十九年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は四四一億五 五万余円となり、その内訳は、基金積立金二九六億六、三八六万余円、運営準備積立金一四四億四、一一八万余円である。

6、消防設備資金融資

共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は、表(5)のとおりである。

自動車損害共済事業

自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損

害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。

この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分担金収入は減収となった。

このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに、事故によって生じる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化を図り早期かつ適正な解決に努めている。

平成十九年度の収支状況は、収入合計額四〇億三、八三三万余円(前年度比三・九%減)

支出額三九億五、三一一万余円(前年度比五・四%減)で差引き八、五一六万余円の剰余となった。この剰余金については、規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。

平成十九年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

1、受託状況

平成十九年度の受託実績は、表(6)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、二八億三、二二〇万余円で、前年度実績に比し、七、五四三万余円(二・六%)の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一一五、九二二台で前年度比三、四五台(二・九%)の減、収入分担金二億九、七一一万余円で、前年度比四、二八三万

余円(三・二%)の減となった。また、賠償共済においては対物賠償共済二二〇、三三三台で前年度比三、五三二台(二・九%)、対人賠償共済二二〇、〇九五台で、前年度比三、四七九台(二・八%)それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済九億四、五六三万余円で前年度比一、七八四万余円(一・九%)、対人賠償共済五億八、九四〇万余円で、前年度比一、四七五万余円(二・四%)の減となった。

2、損害の状況

平成十九年度の損害状況は表(7)のとおりである。

損害件数は車両共済で六、〇四六件、前年度比八四八件、対物賠償共済は二、〇二五件で、前年度比五〇七件とそれぞれ減少したが、対人賠償共済は一八五件で、前年度比一六件増加した。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済が一・四%、対物賠償共済は八・五%、対人賠償共済一〇・一%と減少した。

3、支払備金

既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積り(千円未満切り捨て)のうえ平成十九年度支払備金として八一 件 六億九、三九四万余円を計上した。

4、諸積立金

平成十九年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は一五二億三、五七一万余円となり、その内訳は、基金積立金三六億八、四四五万余円、運営準備積立金一一五億五、一一五万余円である。

活 動

19年度 町村職員生活協同組合・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成十九年度事業概要および決算については、平成二十年七月三日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今

日に至っている。平成十九年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比二、九二七人(一・五%)の減となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より二、六〇四件(二・四%)の減となり、共済掛金も前年度比一、〇五三万九千九百九十九円(一・四%)の減となった。風水害特約共済は、契約件数で前年度より一三一件(〇・五%)の減となり、共済掛金も前年度比一、〇三三万九千九百九十九円(一・〇%)の減となった。自動車共済事業では、契約台数は前年度比二、九二五台(一・三%)の減となり、共済掛金も一億一、三三四万九千九百九十九円(一・一%)の減となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比一一三件(一八・三%)の減となり、共済金合計において一億六、二四〇万九千九百九十九円(二七・二%)の減となった。また、風水害特約共済金の給付については前年度比八一件(五五・五%)の減となり、共済金においても六、五五五万九千九百九十九円(四五・〇%)の減となった。さらに、災害見舞金の給付件数については前年度五六件に比し

表1 組合加入状況

Table with 4 columns: 区分, 人員, 口数, 出資金. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。出資金額は預り出資金(1口100円未満の端数口数の累計額)926,680円を含む。

表2 火災共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 共済契約件数, 契約口数, 共済掛金. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

表3 風水害特約共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 特約付加件数, 契約口数, 特約共済掛金. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

Table with 3 columns: 区分, 契約台数, 共済掛金. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

Table with 11 columns: 区分, 火災共済金(件数, 金額), 臨時費用共済金(件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金(件数, 金額), 失火見舞費用共済金(件数, 金額), 合計, 損害率. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

表6 風水害特約共済金支払状況

Table with 7 columns: 区分, 特約共済金(件数, 金額), 臨時費用共済金(件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金(件数, 金額), 合計, 損害率. Rows for 平成19年度, 平成18年度, 比較増減, 増減率, 平成17年度, 平成16年度.

(注) 印は減を示す。

二二二一件、災害見舞金にして五、〇三〇万九千九百九十九円の給付があった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比一、〇七九件(一一・八%)の減となり、共済金においても一億五、七九七万九千九百九十九円(一五・八%)の減となった。本年度における事業剰余金をもって事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が二六%程度、風水害特約共済が二二%程度、自

活 動

表7 見舞金支払状況

区分	件数	見舞金	一件当りの見舞金
平成19年度	221件	50,302,000円	227,611円
平成18年度	56	14,664,000	261,857
比較増減	165	35,638,000	34,246
増減率	294.6%	243.0%	13.1%
平成17年度	71	20,606,000	290,225
平成16年度	88	32,266,000	366,659

(注) 印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

区分	対物賠償共済		対人賠償共済		合 計		損害率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成19年度	7,314件	1,457,292,860円	785件	1,085,223,395円	8,099件	2,542,516,255円	47.1%
平成18年度	8,294	1,589,593,286	884	1,110,898,804	9,178	2,700,492,090	49.0
比較増減	980	132,300,426	99	25,675,409	1,079	157,975,835	1.9
増減率	11.8%	8.3%	11.2%	2.3%	11.8%	5.8%	-
平成17年度	8,842	1,716,478,984	837	1,210,176,376	9,679	2,926,655,360	51.7
平成16年度	8,626	1,599,171,180	793	789,657,177	9,419	2,388,828,357	41.1

(注) 印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

区分	傷 害		死 亡		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成19年度	67件	2,010,000円	9件	900,000円	76件	2,910,000円
平成18年度	173	5,290,000	27	2,710,000	200	8,000,000
比較増減	106	3,280,000	18	1,810,000	124	5,090,000
増減率	61.3%	62.0%	66.7%	66.8%	62.0%	63.6%
平成17年度	75	2,250,000	17	1,690,000	92	3,940,000
平成16年度	73	2,190,000	10	1,000,000	83	3,190,000

(注) 印は減を示す。

表10 平成19年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 支 払 共 済 金	3,056,432,823円	1 共 済 掛 金	7,136,561,460円
2 見 舞 金 等	53,212,000	2 共 済 契 約 準 備 金 戻 入	5,801,206,000
3 管 理 費 及 び 諸 経 費	2,358,424,952	3 資 金 運 用 収 益	197,188,262
4 共 済 契 約 準 備 金 繰 入	5,628,020,000	4 雑 収 入	22,111,557
小 計	11,096,089,775		
経 常 剰 余 金	2,060,977,504		
合 計	13,157,067,279	合 計	13,157,067,279
1 税 引 前 当 期 剰 余 金	2,060,977,504		
2 法 人 税 等	297,500,000		
3 当 期 剰 余 金 (計)	1,763,477,504		
4 前 年 度 繰 越 剰 余 金	87,619,986		
5 地 震 等 災 害 見 舞 金 積 立 金 取 崩 額	50,302,000		
6 当 期 未 処 分 剰 余 金 (計)	1,901,399,490		

1、組合加入の状況
平成十九年度未現在の組合員数は一九五二九人前で前年度に比し二、九二七人(一・五%)減少した。また、出資金については前年度に比し三、三二九万九千円(一・七%)減の一八億七、八四四万九千円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は一、九八〇万九千円となった。

2、共済契約状況
(1)火災共済事業
契約件数は一〇四、五一〇件で前年度に比し二、六〇四件(二・四%)減少し、契約口数も三三、一一二口(一・四%)減少した。共済掛金は一四億一、九五二万九千円で、前年度より二、〇五三万九千円(二・四%)の減となった。また、一件当り平均口数は二六〇(二、二六〇万円)とな

り前年度より二〇(二〇万円)の増となっている。
風水害特約共済
特約付加件数は二八、七二八件で前年度に比し一三二件(〇・五%)減少した。特約共済掛金は、三億一、五九三万九千円の前年度より二〇三万九千円(〇・六%)の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二七・五%であった。
(2)自動車共済事業
契約台数は二四、二八六台と前年度に比し、九二五台(一・三%)減少した。共済掛金は五億一、一一一万余円となり、前年度より一億一、三二四万余円(二・一%)減となった。また、一台当りの平均共済掛金額は二五、二〇五円となった。

3、共済事故状況
(1)火災共済事業
支払件数は前年度に比し共済金で一三三件(一八・三%)減の五〇五件、臨時費用共済金で一四件(一八・四%)減の五〇五件。残存物取片づけ費用共済金で八八件(三三・六%)減の一七四費用、失火見舞費用共済金で三件(五〇%)減の三件となり、共済金の合計は前年度に比し一億六、二四〇万九千円(二七・二%)減の四億三、三九二万九千円となり、損害率は前年度より一〇・八ポイント低い三〇・六%となった。
なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一、二七六万九千円の火災共済支払備金を計上し、平成二十年度に繰越すこととなった。
風水害特約共済
支払件数は前年度に比し特約共済金で八一(五五・五%)減の六五件、臨時費用共済金で八一(五五・五%)減の六五件、残存物取片づけ費用共済金で五五件(六四・〇%)減の三一件となり、共済金の合計は前年度に比し六、五五五万九千円(〇・〇%)減の八、〇〇〇万九千円となり、損害率は全体で前年度より二・一ポイント低い二五・三%となった。なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、四七二万九千円の風水害特約共済支払備金を計上し、平成二十年度に繰越すこととなった。
見舞金
前年度に比し件数で一六五件増の二二二件、見舞金額で三、五六三万九千円増の五、〇三〇万九千円となった。
(2)自動車共済事業
①共済金
支払件数は前年度に比し対物賠償で九八〇件(一一・八%)減の七、三三四件、対人賠償では九九件(一一・二%)減の七八五件となった。
また、共済金においては前年度に比し対物賠償で一億三、二三〇万九千円(八・三%)減の一四億五、七二九万九千円、対人賠償においては、五六七万九千円(二・三%)減の一〇億八、五二二万九千円となり、共済金の合計は前年度に比し一億五、七九七万九千円(五・八%)減の二五億四、二五二万九千円となった。損害率は全体で前年度より一・九ポイント低い四七・一%となった。
なお、本年度は既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、九億七、九九四万九千円の自動車共済支払備金を計上し、平成二十年度へ繰越すこととなった。
②臨時費用
支払件数は前年度に比し傷害で一〇六件(六一・三%)減の六七件、死亡は一八件(六六・七%)減の九件となった。また臨時費用の金額は傷害で三二八万九千円(六二・〇%)減の二〇一万九千円、死亡は一八一万九千円(六六・八%)減の九〇万九千円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し五〇九万九千円(六三・六%)減の二九一萬九千円となった。

暮らしの視点

忙しい人の朝ごはん

生活コラムニスト ももせいづみ

短時間でも朝ご飯をちゃんと食べる知恵

日本は世界でも類をみない、豊かな食文化を持っています。和食から中華、洋食、エスニックにいたるまで、家庭の主婦は豊富なバリエーションのメニューを作り続けています。特に、朝食に「ごはん」とみそ汁、卵焼きや焼き魚、青菜のおひたしなど、火を使った細かい調理を必要とする料理をたくさん並べる国は、ほとんどないといってもいいくらい。子育て中のお母さんたちの食に対する関心もとても高く、お弁当文化も世界に誇れるものだと思います。とはいえ、こうした忙しい日々のかたわらで毎日違うメニューを考えて、家族の食事の支度をするに、大きなストレスを感じている人が多いことも確かです。日本の文化のすばらしいところは十分に継承しつつ、特に忙しい朝の時間は、現代人はなるべく手間のかからない合理的な方

法で、一日のカロリー源となる朝ごはんを確保する知恵も必要なのは。今回は忙しくて短時間でできる朝ごはんの知恵を紹介します。

プレートを使って効率化をはかる

わが家では、冷蔵庫に「ごはんプレート」と「パンプレート」が常備されています。食器洗い機でも洗えるようなプラスチック製のトレイに、ごはんに必要な常備菜やしょうゆなどの調味料一式と、ふりかけ、佃煮、鮭フレーク、漬物に小さなカップ納豆など、保存の利くごはんのおかずを並べておきます。食事時になったら、このプレートをテーブルに。終わったらまた、そのまま冷蔵庫に。準備と後片付けで何度もテーブルと冷蔵庫を行き来する必要がなくなるだけでも、労力はかなり軽減します。こうしたプレート一枚をテーブルに出しておけば、あとはごはんのみそ汁があれば、簡単な食

事なら済ませることが出来ます。パンのプレートにはバターやジャム、ヨーグルトやチーズなどを乗せて。作りおきした惣菜や、ピクルス、果物などを載せておいてもいいですね。

全体がシンプルでも主食を美味しく用意すればOK

簡単でも朝食をおいしく、豊かにいただくコツ。それは、おかずをあこれ工夫するよりも、主食を炊きたて、焼きたてで用意することです。たとえば、ごはんは朝おしいお米を炊きたてで食べられるように準備しておく。お米がおいしければ、あとは簡単な汁物と箸やすめがあれば十分満足できる朝ごはんになるものです。

最近とても機能がよくなってきたホームベーカリーもオススメ。お米をといでごはんを炊くのとあまり変わらない手間で、タイマーで朝焼きたてのパンを用意することが出来ます。パンの焼けるおいで目が覚めるといっても、とてもせいたくなく体験。添加物も使わないので、健康にもいいのです。焼きたてのパンがあれば、あとは温かい飲み物とヨーグルトや果物があれば、とてもしあわせ。シンプルに、手間ひまをかけた食事のときこそ、主食は炊きた

て、焼きたてを用意してみてください。

一食だけの栄養バランスを気にし過ぎない

朝ごはんを主食主体のシンプルなものにしてしまうと、野菜が足りない、たんぱく質が足りないという気になる人がかなりいます。確かに、朝からバランスのいい豊富なメニューを準備できれば理想的ですが、朝は栄養素を揃えるよりも、炭水化物や糖分などでカロリーを確保すると割り切って考えてみるのもいいように思います。栄養のバランスは、一日単位で広い目でとらえ、忙しい朝の時間に用意できずに不足したものは昼食や夕食で補っていくように心がけてみるのも、ひとつの手。

キッチンに立ちっぱなしで家族の朝ごはんの準備に追われるよりも、朝食プレートや便利な食品などを活用して家族が自分で朝食の準備を簡単にできるようにして、ゆったりと仕事の準備や家族との会話ができるほうが、心地よく一日をはじめられるようにも思います。頑張り過ぎない朝食の知恵。おかず調理をしないシンプルスタイルでもいいから、しっかりとおいしく朝ごはんをいただきたいものです。

随 想

随 想

千葉県東庄町長

岩田 利雄

挑戦者であり続けること



私が小学校に上がった昭和三十年当時、日本は経済復興の真っ只中であつた。今振り返るとソニーやホンダといった世界をリードする企業が生まれ、日本の精緻な技術が諸外国から認められつつある頃であり、社会は何も無いところから何かを創り出そうとする生気に溢れた時代であつた。熱い思いと使命感で画期的な事業を実現させてきた「無名の日本人達」が日本経済の復興を支えたに違いない。

た進駐軍が撤退し、一挙に倒産の危機に。そこに東芝の営業マンから話がある。「電気温水器の技術を活かし、自動の電気釜を開発しないか。」一家の未来を電気釜開発にかけることに。

かつてそのような人々に光を当てたテレビ番組があつた。身近で、懐かしく興味深い話がある。自動炊飯器、つまり電気釜の開発の話である。戦後、とある町工場を営む夫婦。進駐軍からの電気温水器の受注で業績を伸ばすが、四十三万人もい

しかし簡単にはいかない。実験と試行錯誤の連続。百度で二十分炊いて火を消すのが美味しく炊くコツと発見するが、これを自動で、となると難しい。一定の温度で炊き、自動的にスイッチが切れる仕組み。試作器をつくっては実験を繰り返す。一分毎に温度変化の記録を採る妻は、昼夜の作業で病に倒れるが、子供たちがフォローする。三年目にして、ついに自動電気釜は完成し、東芝から発売されるのに至るのである。

今思えば、私が八歳のとき父親が

買ってきたのは、まさにこの自動電気釜であつた。研いだ米の容器の下に水を入れる二重構造、これが百度という一定の温度で炊く工夫であつた。懐かしい話である。

考えると、当時主婦にとっては飯炊きはいへんな苦勞であつたはずだ。うまく炊くには火加減は重要かまどから離れられない。掃除、洗濯をこなし、日に三度炊くとなれば、自分の時間がもてないのも道理である。主婦は電気釜の普及で三時間の自由な時間を持つようになつたという。自動電気釜の開発は女性の社会進出、そして女性が活躍する社会の形成に大きな役割を果たしたと言える。日本の台所を劇的に変えたこの電気製品は、町工場の一族の知恵と努力の結晶であり、倒産の危機を乗り越える一大プロジェクトであつた。

この初代が誕生して50年、電気釜は進化を遂げた。この進化した電気釜をつかい、さらに自分の水加減で、好みにぴったり合った炊き方ができたとき、これが実に旨い。湯気あがるツヤツヤのご飯を、茶碗に盛

り、なんともいえない香りをかぐとき、私の一番ホットする時間となる。モリモリと元気が漲ってくるときでもある。初代電気釜の開発者に感謝することしきりである。

私は、「ものづくり」にかけた人々の生き方が好きである。遙か未来の目標に向かい、試行錯誤を繰り返して、ひた向きに努力をすることである。今日、社会情勢は、経済の低迷、雇用不安等見通しは、決して明るいものではない。

地方の元気なまちづくりに置き換えたとき、熱意と信念を持った人間が数人集まれば、何か事は起こせると思つている。数人のプロジェクト

が、はじめの一步を踏み出し、他の自治体に誇れるものを作りあげたとしたら、その満足感は言葉に変え難いはずである。

「住むことに快適なまち」の実現に向け、使命感をバネに東庄町の英知を結集したプロジェクトXが生まれることを期待し、私もまた挑戦者であり続けたい。

ゆとりとやすらぎのひととき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にもとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとときをお届けいたします。



▲洋室シングル



▲洋室ダブル



▲洋室ツイン

土・日・祝日はリーズナブルに

- 土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の**20%OFF**でご利用いただけます。
- 金曜のご宿泊は、平日料金の**15%OFF**でご利用いただけます。
- 和室もございます。お問い合わせ下さい。
- 禁煙ルームをご用意いたしました。

シングル 119室 平日料金 9,817円より
金曜日料金 8,344円より
土・日・祝日料金 7,854円より

ダブル 12室 平日料金 13,282円 2名利用 ※1名利用の場合11,072円
金曜日料金 11,289円 ※1名利用 9,326円
土・日・祝日料金 10,626円 ※1名利用 8,778円

ツイン 17室 平日料金 18,480円より 2名利用
金曜日料金 15,708円より
土・日・祝日料金 14,784円より

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



優良防火対象物認定表示制度
による優良防火対象物として
認定されました

(第0708-102-004)

ご宿泊の予約が、全国町村会館のホームページからお申し込みいただけます。

ご予約・お問い合わせは

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館 TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号